

議 案 名	富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	<p>地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正するものです。</p>
主 な 制 定 内 容	<p>(1) 第1条関係 富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2条 パートタイム会計年度任用職員に支給する報酬等の規定に勤勉手当を加えるもの ・第4条 パートタイム会計年度任用職員のうち、統一的な基準に基づき給与を支給すべき者に対する特例について勤勉手当に関する規定を整備するもの ・第6条 フルタイム会計年度任用職員に支給する給料等の規定に勤勉手当を加えるもの ・第7条 期末手当と同様に勤勉手当の支給月数（割合）について、基準日の属する年度の4月1日時点の一般職の常勤職員の勤勉手当の支給月数（割合）により算出することとする特例を定めるもの <p>(2) 第2条関係 富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための規定の整備を行うもの <p>(3) 第3条関係 富士見市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための規定の整備を行うもの
施 行 日 等	<p>(1) 施行日 令和6年4月1日</p> <p>(2) 富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本則での条例改正に伴う規定の整備を行うもの

富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条関係 富士見市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第10号）

新	旧
<p>(報酬等)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 <u>期末手当及び勤勉手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、<u>期末手当及び勤勉手当</u>は支給しない。</p> <p>(報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>の特例)</p> <p>第4条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第1号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>については、前2条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。</p> <p>(給料等)</p> <p>第6条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（第3項において「第2号会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を支給する。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）に対しては、報酬<u>及び期末手当</u>_____を支給する。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 期末手当_____は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、<u>期末手当</u>_____は支給しない。</p> <p>(報酬<u>及び期末手当</u>_____の特例)</p> <p>第4条 統一的な基準に基づき給与を支給する必要があると認められる第1号会計年度任用職員であつて規則で定めるものに対する報酬の基本額その他の報酬<u>及び期末手当</u>_____については、前2条の規定にかかわらず、当該基準に基づき規則で定める。</p> <p>(給料等)</p> <p>第6条 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（第3項において「第2号会計年度任用職員」という。）に対しては、給料、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当<u>及び期末手当</u>_____を支給する。</p>

<p>2・3 略</p> <p>4 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤</u> <u>勉手当</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未 満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、<u>期末手当及び勤勉手当</u> は支給しない。</p> <p>(期末手当及び勤勉手当の支給の特例)</p> <p>第7条 第2条第9項及び前条第4項の規定により支給する期末手当の額 は、給与条例第16条第1項に規定する基準日の属する年度の4月1日に おいて施行されている同条第2項に規定する方法により算出した額とす る。</p> <p>2 <u>第2条第9項及び前条第4項の規定により支給する勤勉手当の額は、給</u> <u>与条例第17条第1項に規定する基準日の属する年度の4月1日において</u> <u>施行されている同条第2項に規定する方法により算出した額とする。</u></p>	<p>2・3 略</p> <p>4 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び<u>期末手当</u> <u>_____</u>は、一般職の常勤職員の例により支給する。ただし、任期が6月未 満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、<u>期末手当_____</u> は支給しない。</p> <p>(期末手当_____の支給の特例)</p> <p>第7条 第2条第9項及び前条第4項の規定により支給する期末手当の額 は、給与条例第16条第1項に規定する基準日の属する年度の4月1日に おいて施行されている同条第2項に規定する方法により算出した額とす る。</p> <p>(新設)</p>
---	--

第2条関係 富士見市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第18号）

新	旧
<p>(会計年度任用職員についての適用除外)</p> <p>第15条 第4条から第6条まで、第7条の2、第10条及び<u>第11条</u> <u>_____</u>の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 第12条<u>及び第13条</u>の規定は、任期が6月未満の者その他の者で管理 者が定めるものには適用しない。</p>	<p>(会計年度任用職員についての適用除外)</p> <p>第15条 第4条から第6条まで、第7条の2、第10条、<u>第11条及び第</u> <u>13条</u>の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p> <p>2 第12条_____の規定は、任期が6月未満の者その他の者で管理 者が定めるものには適用しない。</p>

第3条関係 富士見市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和46年条例第28号）

新	旧
<p>(給与の種類及び基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（第6項において「第1号会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、<u>期末手当及び勤勉手当</u>は支給しない。</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員（次項において「第2号会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、<u>期末手当及び勤勉手当</u>は支給しない。</p> <p>6 略</p>	<p>(給与の種類及び基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（第6項において「第1号会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、期末手当_____とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当_____は支給しない。</p> <p>5 第2項の規定にかかわらず、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定する会計年度任用職員（次項において「第2号会計年度任用職員」という。）の給与の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当<u>及び期末手当</u>_____とする。ただし、任期が6月未満の者その他の者で規則で定めるものにあつては、期末手当_____は支給しない。</p> <p>6 略</p>

附則第2項関係 富士見市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（平成4年条例第12号）

新	旧
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第</p>

_____のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 育児休業をした職員（地方公務員法_____第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。